

# 入札説明書

宮崎県警察本部が行う宮崎県総合自動車運転免許センターインバーターユニット取替外修繕に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記5に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年6月26日

## 2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 宮崎県総合自動車運転免許センターインバーターユニット取替外修繕
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年1月29日まで

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告の2のとおり

## 4 入札参加者

入札に参加しようとする者は、入札参加届（別紙様式1）及び入札公告の2の資格要件を満たすことを証明する書類を令和8年7月3日午後5時までに下記5の場所に提出すること。なお、入札参加者は当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 5 担当部局

宮崎県警察本部警務部施設装備課管財係  
〒880-8509 宮崎市旭1丁目8番28号  
（電話）0985-31-0110（内線）2267

## 6 業務の実施要領

別添の仕様書のとおり

## 7 入札書の提出、開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 令和8年7月7日（火）午前10時

## 8 入札

入札に参加する者は、別紙様式2による入札書を提出しなければならない。

- (1) 入札書の日付  
入札書の提出日を記入すること。日付の誤りがある場合は無効となるため、留意すること。
- (2) 提出方法  
持参により提出するものとする。
- (3) 入札方法  
落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金

額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「7月7日開封《宮崎県総合自動車運転免許センターインバーターユニット取替外修繕》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

## 9 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。
- (4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
  - ア 初度入札に参加しなかった者
  - イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者
  - ウ 連合その他不正の行為があった入札をした者

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- (2) 契約保証金  
宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

## 11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行なった者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行なった入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札公告等の規定に違反した者のした入札

## 12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。  
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

### 13 その他

- (1) 提出書類等に必要な費用は、各提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 開札時に入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うこととする。
- (4) この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。

# 入 札 参 加 届

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

宮崎県総合自動車運転免許センターインバーターユニット取替外修繕に関する条件付一般競争入札について申請します。なお、下記の要件を全て満たす者であることに相違ないことを誓約いたします。

- 1 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成 20 年宮崎県告示第 369 号(以下「要綱」という。))に基づく令和 8・9 年度の一般競争入札参加資格の認定を受けている者で、「機械器具設置工事業」の許可を受けている者。
- 2 本業務の入札公告日から入札日までのいずれの日においても入札参加資格停止となっていない者であること。
- 3 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 4 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

## 入札書(一般)

入札金額	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円
業務の内容	宮崎県総合自動車運転免許センターインバーターユニット取替外修繕
業務の場所	宮崎市阿波岐原町前浜4276-5
業務の期間	契約締結日から令和9年1月29日まで
入札保証金	宮崎県財務規則第100条第2項第2号により免除

上記金額に100分の110を乗じて得た金額をもって受託したいので、御呈示の仕様書、契約条項、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）及び御指示の事項を承知して入札いたします。

令和 年 月 日

入札者 住所

氏名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

入札条件等  
確認済

# 委任状

私は都合により

(使用印鑑 ) を代理人と定め下記の見積入札に関する権限を委任します。

## 記

- 1 入札の目的 宮崎県総合自動車運転免許センターインバーターユニット取替外修繕
- 2 入札の場所 宮崎市旭1丁目8番28号  
宮崎県警察本部1階102会議室
- 3 委任者との関係

令和 年 月 日

委任者 住所

名称

氏名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

収 入  
印 紙

## 修 繕 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が次の施設の修繕を依頼し、乙がこれを修繕することについて、次のとおり契約を締結する。

修 繕 名 宮崎県総合自動車運転免許センターインバーターユニット取替外修繕  
施設の場所 宮崎県総合自動車運転免許センター  
修 繕 内 容 仕様書のとおり  
(引渡期限、契約金額等)

第1条 引渡期限、引渡場所、契約金額及び契約保証金額は、次のとおりとする。

- 引 渡 期 限 令和9年1月29日まで
- 引 渡 場 所 現地引き渡し
- 契 約 金 額 金 円  
(消費税及び地方消費税額金 円を含む。)
- 契 約 保 証 金 額 金 円 (契約保証金は、免除する。)  
(一括下請負の禁止)

第2条 乙は、修繕の全部を第三者に請け負わせてはならない。

(実地調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、修繕業務の実施状況、修繕料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果品等の検査)

第4条 乙は、修繕を完了したときは、その旨を甲に連絡し甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ引渡しすることができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

3 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立ち会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

(補修)

第5条 乙は、前条の検査の結果、不合格と決定した部分を遅滞なく補修しなければならない。前条の規定は、この条の規定による補修について準用する。

(補修の責任)

第6条 甲は、完了した修繕の引渡し後、修繕の内容に関してこの契約の内容と適合しないことを発見したときは、乙に対してその補修を請求することができる。この場合において、その補修については乙の責任で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が同項に規定する責任を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(引渡期限の延長)

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により引渡期限までに修繕を完了し引渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。

3 甲は第1項の願出が正当であると認めたときは、これを承認し、第9条の規定による損害金を免除することができる。

(請求及び支払い)

第8条 甲は、第4条(第5条後段において準用する場合を含む。)の規定による検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に契約金額の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(引渡しの遅延)

第9条 乙がその責めに帰すべき理由により引渡期限までに修繕を完了しない場合には、甲は、乙に対し、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、修繕業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が修繕期間内に修繕業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時宮崎県総合自動車運転免許センターインバーターユニット取替外修繕等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金の徴収）

第12条 甲が、前条第1項の規定により契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収するものとする。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10とし、乙は、甲が別に指定する期間内にこれを支払わなければならない。この場合において、第1条第4号に規定する契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当するものとする。

（修繕の中止）

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

（権利又は義務）

第14条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(費用の負担)

第15条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項であっても、修繕において当然必要とされる事項については、甲の指示に従い乙の負担で執行するものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、この契約に伴う業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。  
2 前項の規定は、この契約に定める義務の履行を完了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、修繕業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(協議等)

第18条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県  
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

# 仕様書

## 1 作業目的

宮崎県総合自動車運転免許センターインバーターユニット取替外修繕

## 2 作業場所

宮崎市阿波岐原町4-2-76-5

宮崎県総合自動車運転免許センター

## 3 作業内容

- (1) インバーターユニット及びプリント基板の取替
- (2) 各種バッテリー（停電時自動着床用バッテリー、停電灯用バッテリー、インターホン用バッテリー、データバックアップ用バッテリー）の取替
- (3) 電磁接触器5個の取替

## 4 成果物等の提出

作業前、作業中及び作業後の写真を報告書に添付し、警察本部施設装備課へ提出すること。

## 5 その他

- (1) 本修繕業務において排出される廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理を行うこと。
- (2) 本修繕業務の施工に当たっては、関係者との綿密な連絡調整を徹底し、施設利用者に配慮した工程管理及び安全管理を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、修繕業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密等の保持)

第2 乙は、修繕業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、修繕業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、修繕業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (適正管理)

第5 乙は、修繕業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、修繕業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (資料の返還等)

第7 乙は、修繕業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第8 乙は、修繕業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

金抜書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
宮崎県総合自動車運転免許センターインバーターユニット取替外修繕						
インバーターユニット	SLI-920-063-2D	1	式			
プリント基板	SLI-920-063-2DC1B-VS44B	1	式			
停電時自動着床用バッテリー	12V 5Ah	1	式			
停電灯用バッテリー	6V 1200mAh	1	個			
インターホン用バッテリー	24V 1200mAh	1	個			
データバックアップ用バッテリー	3V CR2032	1	個			
電磁接触器	#6 SC-N1/SE DC100V	1	個			
電磁接触器	#6A SH-5H/G DC100V	1	個			
電磁接触器	#36 SC-N1 DC100V	1	個			
電磁接触器	#A36 SC-05 DC100V	1	個			
電磁接触器	#B4 G7S-4A-B DC100V	1	個			
	■労務費	1	式			
	■諸経費	1	式			
合計						